

役 場 か ら の お 知 ら せ

八百津町役場 ☎43-2111

地域産業課 (4月1日から産業課)

問い合わせ 地域産業課 林業振興係 まで

●「災害に強い森林づくり」に向けた新たな森林整備の考え方に基づく市町村森林整備計画の改定について

町では、「災害に強い森林づくり」を進めるため、県が策定した伐採、造林、間伐、作業道(路)等の新たな森林整備の考え方に基づき八百津町森林整備計画を改定し、4月1日に施行します。

また、伐採手続きについて、この新たな森林整備の考え方を加えた八百津町森林整備計画に適合するかを確認するため一部変更します。

人工林を伐採(皆伐)する場合には、原則、小面積かつ分散的な皆伐。保残木施業(1haを超える皆伐は、平均径以上の立木を50~100本/ha程度)の実施。1haを超える場合は、保護樹帯(2~3列(20m~30m))の設置等をしていただくこととしています。詳細については、八百津町森林整備計画書を御覧願います。

伐採手続きに関しては、人工林で1haを超える伐採の場合について、森林法第10条の8に基づく伐採届に関しては図面の添付を、また、同法第15条に基づく伐採届に関しては、岐阜県の統一的な運用として事前に第10条の8に基づく伐採届(図面添付)の提出をお願いすることとしました。

施業が新たな森林整備の考え方に基づき改定した八百津町森林整備計画に適合しない場合には、施業の勧告、罰則等を課すこととなりますので、今後は、改定した八百津町森林整備計画に基づき施業を進めていただくとともに、伐採届の図面の添付等をしていただくようご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点は、岐阜県林政課森林調査担当(☎(058)272-1111)または町地域産業課林業振興係までお問い合わせをお願いします。



住民税務課 (4月1日から町民課)

問い合わせ 住民税務課 固定資産税係 まで

●固定資産税の土地・家屋価格等の縦覧について

平成22年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

- と き 4月1日(木)から30日(金)午前8時30分 から 午後5時15分まで
※土曜日・日曜日・祝祭日を除く
- 場 所 役場 住民税務課(4月1日から町民課)
- 縦覧できる方 町に土地・家屋を所有される固定資産税納税者
- 必要なもの

(1)免許証等官公署発行の顔写真の付いた書類で本人確認のできるもの。(健康保険証、貯金通帳等顔写真のない書類については2点以上が必要です。)

(2)代理人の方は、納税者(所有者)本人の委任状が必要となります。

- そ の 他 ☆電話による価格等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。